

# 高架下の占用の取扱いについて

## 道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

どうしたの、地図なんか広げて。また飲み会の場所でも確認しているの？

大野係員

ひどいですね。そんなに毎日飲んでばかりい  
ませんよ。仕事ですよ。先ほど電話がかかって  
きて、高架下の問合せだったんで、その場所を  
確認しているんです。

坂上係員

どんな内容だったの？

大野係員

お店をやりたいので高架下の空き地を貸して  
欲しいということでした。場所を探していたら、  
たまたま高架下に空いている土地をみつけたの  
で電話されたみたいです。

坂上係員

高架の道路の路面下であっても道路だから占  
用許可が必要になるわね。それでどうするの？

大野係員

道路法施行令第七条第六号に許可物件として  
規定されていますが、高架下の占用の取扱いに  
ついて、ほかに気をつける点がありますか？

### 道路法施行令

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定す  
る政令で定める工作物、物件又は施設は、  
次に掲げるものとする。

一〜五（略）

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下  
に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自  
動車駐車場、広場、公園、運動場その他  
これらに類する施設

七〜九（略）

坂上係員

そうですね。高架の道路は支柱で支えられている  
特殊な構造の道路なので、損壊等の事故が発生  
した場合、通常の道路と比べ交通上の支障が大  
きくなると考えられているの。

大野係員

それじゃあ、占用はダメなんですね。

坂上係員

最後まで聞いて。

大野係員

すいません・・・。

坂上係員

最近では高架下も含めた賑わいの創出などが  
必要な場合も出てきているので、街づくりの観  
点などから高架下の積極的な利用が必要と認め  
られる場合には、道路管理上支障がなければ、  
高架下の占用が認められないわけではないわ。

大野係員

なるほど。高架下の占用の許可にあたっては、  
道路管理上の観点と並んで街づくりの観点など  
も、十分に検討することが必要になるんですね。

坂上係員

そのとおり。

大野係員

でも、街づくりの観点といっても、どのよう  
に検討すればいいんでしょうか？

坂上係員

都市計画等の土地利用計画や周辺地域の土地利用状況等がどのようなようになっていくのか、高架下を周辺地域と一体的に利用することで地域の活性化などにつながるのか、といったようなことを検討する必要があるわね。

大野係員

道路管理者だけで検討していくのは、なかなか難しいですね。

坂上係員

だから地域の地方公共団体などの意見を聞いたりすることが大事になるのよ。それに高架下の全体的な利用計画をつくることも必要かもしれないわね。

あと、これも大事なことなんだけど、高架下であっても道路であることに変わりないので、公共的ないし公益的な利用が優先されるべきよ。

大野係員

わかりました。それじゃあ、早速その準備に……。

渡邊課長

ちょっと待ってください。

大野係員

課長、どうしたんですか？

渡邊課長

高架下の占用の取扱いで、まだ考えなくてはいけないことがあります。

大野係員

考えなくてはいけないことですか……。

坂上係員

高架下の占用主体については、道路管理者と同等の管理能力を有する者であるべきなの。

大野係員

まだそこにいたんですか……。

坂上係員

大野君に任せておくのは心配だからそこで見ただの。

大野係員

信用ないですね……。

坂上係員

それに、橋脚の補強工事を行う場合など、道路管理上の必要が生じた場合に占用物件をすぐに撤去してもらうことが担保されておくことも必要になるわね。

渡邊課長

そのとおり。占用主体には、道路という公共施設を使用する以上、高架下の占用により得られた収益は極力道路利用者や道路と関連する公益に還元されることも配慮されるべきではないでしょうか。

大野係員

そういうことなんですね。

渡邊課長

それでどこからの占用要望だったんですか？

大野係員

あつ、それを聞くのを忘れていました。

渡邊課長

……。

坂上さん、大野くんのデスクを近くの高架下

にもって行ってください。

大野係員

まつ、待ってください！ ボクが高架下を占用しても地域の活性化にはつながりませんよ。

坂上係員

それに道路管理者と同等の管理能力もないわね。

大野係員

……。